

宮崎労働局発表
令和7年8月29日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課

課長 中玉利 浩治

労働衛生専門官 外村 哲史

(直通電話)0985(38)8835

令和7年度 全国労働衛生週間(第76回)の実施について

～ 今年のスローガンは「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」～

厚生労働省では、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、令和7年10月1日から10月7日までを全国労働衛生週間、9月1日から9月30日までを準備期間として実施します。

本週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第76回を迎え、今年のスローガンは「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」です。

宮崎労働局（局長 吉越正幸）では、全国労働衛生週間期間中の重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を呼びかけます。

また、準備月間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、事業場における一般定期健康診断と健康診断実施後の措置が適切に行われるよう重点的な指導を行うこととしています。

【 宮崎県内における労働衛生の現状 】

① 職業性疾病の発生状況

令和6年における休業4日以上職業性疾病（新型コロナウイルス感染症による罹患者は除く）による被災者数は137人で、前年の141人を4人（2.8%減）下回りました。

疾病別では、「負傷に起因する疾病（腰痛）」が44人で全体の32.1%で最も多く、次いで「振動障害」が34人で24.8%、熱中症による「異常温度条件下における疾病」が22人で16.1%となっています。

② 定期健康診断の実施状況

県内の労働安全衛生法に基づく定期健診における有所見率は60.6%で、前年比で1.4%高くなっています。

また、全国平均の59.4%を上回りました。

③衛生管理者及び産業医の選任状況

県内の労働者数50人以上の事業場（1,109事業場）における衛生管理者及び産業医の選任状況は、衛生管理者の選任率は92.2%、産業医の選任率は93.4%となっており、いずれも全国平均を上回っています。

【添付資料】

- 資料1 宮崎県における労働衛生の現状について（令和6年）
- 資料2 リーフレット 令和7年度全国労働衛生週間（宮崎労働局版）
- 資料3 令和7年度全国労働衛生週間実施要綱
- 資料4 リーフレット 第76回全国労働衛生週間（全国版）

宮崎県における労働衛生の現状

《令和6年》

宮崎労働局

1 職業性疾病の発生状況

令和6年における職業性疾病の発生状況は、第1表のとおりである。

県内における職業性疾病による被災者数は、新型コロナウイルス感染症を除くと137人で、前年比で4人(2.8%)減少した。

疾病項目別では、「負傷に起因する疾病(腰痛)」が44人(32.1%)で最も多く、次いで「振動障害」が34人(24.8%)、熱中症による「異常温度条件下における疾病」が22人(16.1%)、「負傷に起因する疾病(腰痛以外)」が16人(11.7%)、「強い心理的負荷を伴う業務による精神障害」が6人(4.4%)となっている。

第1表 職業性疾病の発生状況(令和6年)

業 種		製	鉱	建	運	貨	農	告	保	接	清	左	全
項 目		造	業	設	輸	物	林	商	健	客	掃	記	産
		業	業	業	交	取	水	業・金融・業	生	業	・畜	以	業
		業	業	業	通	扱	産	広	業	業	業	外	業
① 負傷に起因する疾病 (うち腰痛)		7 (7)		7 (5)	4 (3)		3 (2)	12 (7)	20 (15)	2 (2)	1	4 (3)	60 (44)
② 物理的因子による疾病	有害光線による疾病												0
	電離放射線による疾病												0
	異常気圧下における疾病												0
	異常温度条件による疾病	3		4	3		5	5				2	22
	騒音による耳の疾病												0
	上記以外の原因による疾病												0
③ 作業態様に起因する疾病	重激業務による疾病	1											1
	負傷によらない業務上の腰痛				2								2
	振動障害	1		20			11	1				1	34
	手指前腕障害顎肩腕症候群							1					1
	上記以外の原因による疾病												0
④ 酸素欠乏症								1					1
⑤ 化学物質による疾病		2						1			1		4
⑥ じん肺症及びじん肺合併症				1									1
⑦ 病原体による疾病									2				2
⑧ がん	電離放射線によるがん												0
	化学物質によるがん												0
	その他の原因によるがん												0
⑨ 過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等					2						1		3
⑩ 強い心理的負荷を伴う業務による精神障害					1		1	2	1			1	6
⑪ その他の業務による明かな疾病													0
合 計		14	0	32	12	0	20	23	23	2	3	8	137
(全 国)		1,757	19	657	1,302	222	247	1,753	3,087	629	413	877	10,963

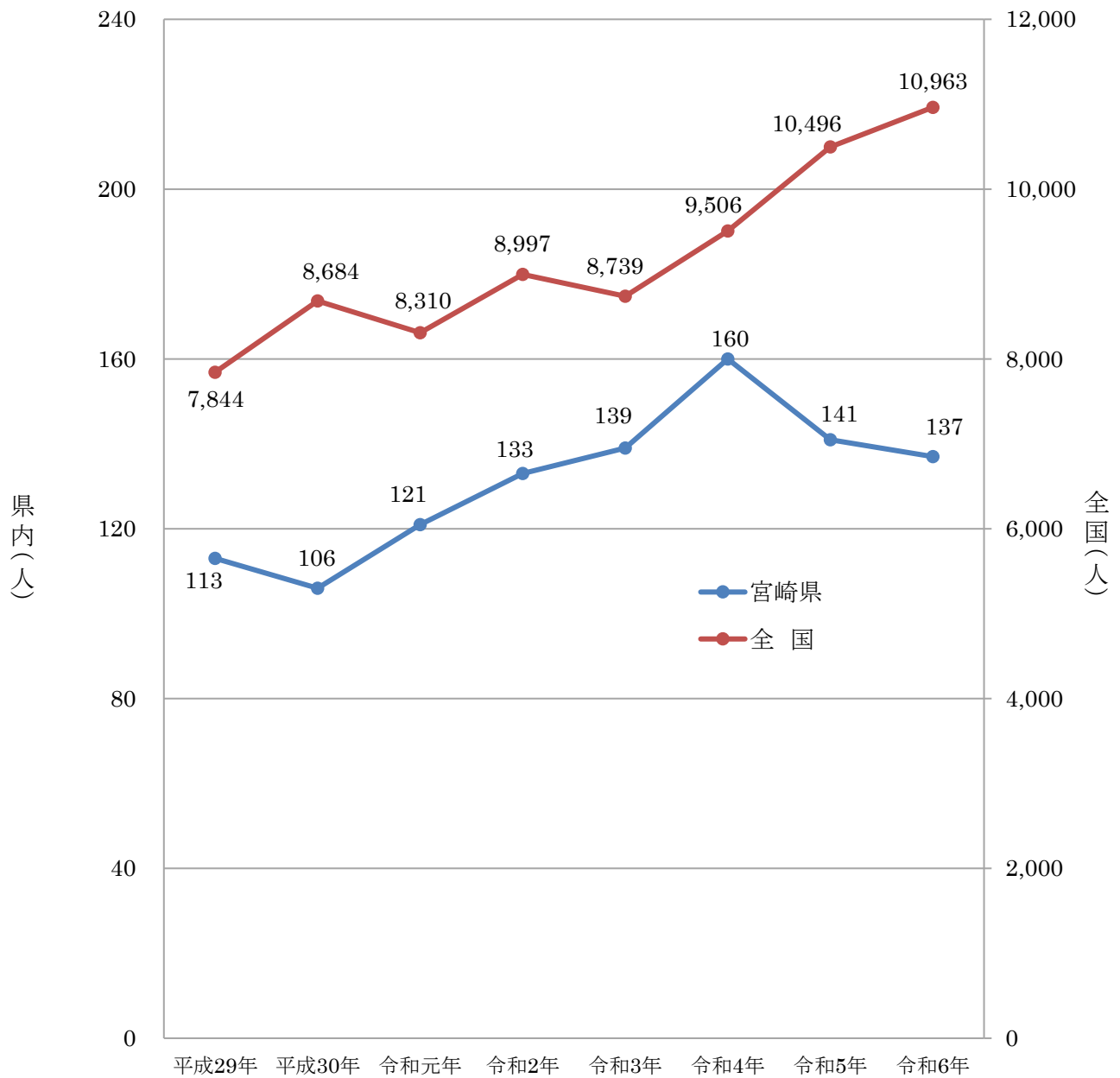
(注) 1 本表は、労働者死傷病報告に基づき作成したものです。ただし、宮崎労働局の振動障害件数は労災給付データに基づいています。

2 「①負傷に起因する疾病」欄内の()は腰痛の内数です。

3 「⑤じん肺症及びじん肺合併症」欄内の数値は、最終粉じん事業場が県内分で、管理4と合併症患者の合計です。

4 「⑥病原体による疾病」欄内の数値は、新型コロナウイルス感染症による患者は除いています。

職業性疾病の発生状況



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宮崎県	113	106	121	133	139	160	141	137
全 国	7,844	8,684	8,310	8,997	8,739	9,506	10,496	10,963

※ 新型コロナウイルス感染症によるり患者は除く

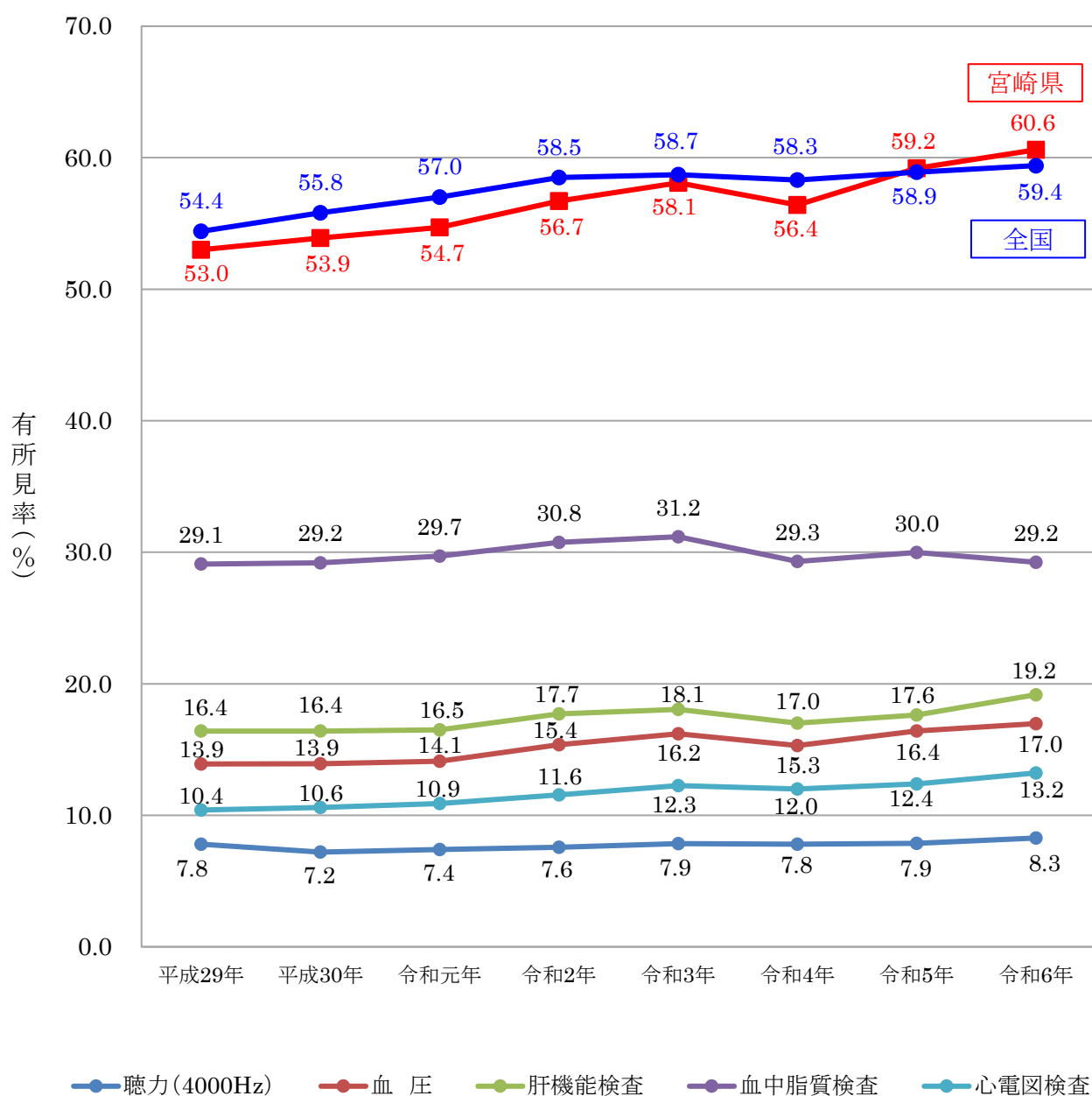
2 定期健康診断の実施状況

- ① 宮崎県内の事業場(原則労働者数50人以上)から報告のあった労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施状況は第2表のとおりである。定期健康診断の平均受診率は83.7%、全産業の有所見率は前年より1.4%高く60.6%で、初めて60%を超えた。また、全国平均の59.4%を上回った。
- ② 業種別の有所見率は、製造業、接客娯楽業では全国平均を下回っているが、建設業、運輸交通業、農林業、商業、保健衛生業では有所見率が全国平均を上回っている。
- ③ 主要項目別の有所見の状況は、①血中脂質 ②肝機能 ③血圧 ④心電図 ⑤血糖の順で有所見率が高く(歯科健診は除く)になっており、これらの項目は「肝機能」を除けば、脳血管疾患及び虚血性心疾患(脳・心臓疾患)の発症と関連が高い検査項目であることから、保健指導、健康教育、運動指導等を通じて有所見項目の改善を図るとともに、症状に応じて労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うことが求められている。

第2表 健康診断実施状況(令和6年)(宮崎県内)

[illegible]

定期健康診断における有所見者の推移



項 目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
聴力(4000Hz)	7.8	7.2	7.4	7.6	7.9	7.8	7.9	8.3
血 圧	13.9	13.9	14.1	15.4	16.2	15.3	16.4	17.0
肝機能検査	16.4	16.4	16.5	17.7	18.1	17.0	17.6	19.2
血中脂質検査	29.1	29.2	29.7	30.8	31.2	29.3	30.0	29.2
心電図検査	10.4	10.6	10.9	11.6	12.3	12.0	12.4	13.2
有所見率(宮崎県)	53.0	53.9	54.7	56.7	58.1	56.4	59.2	60.6
有所見率(全国)	54.4	55.8	57.0	58.5	58.7	58.3	58.9	59.4

3 特殊健康診断実施状況

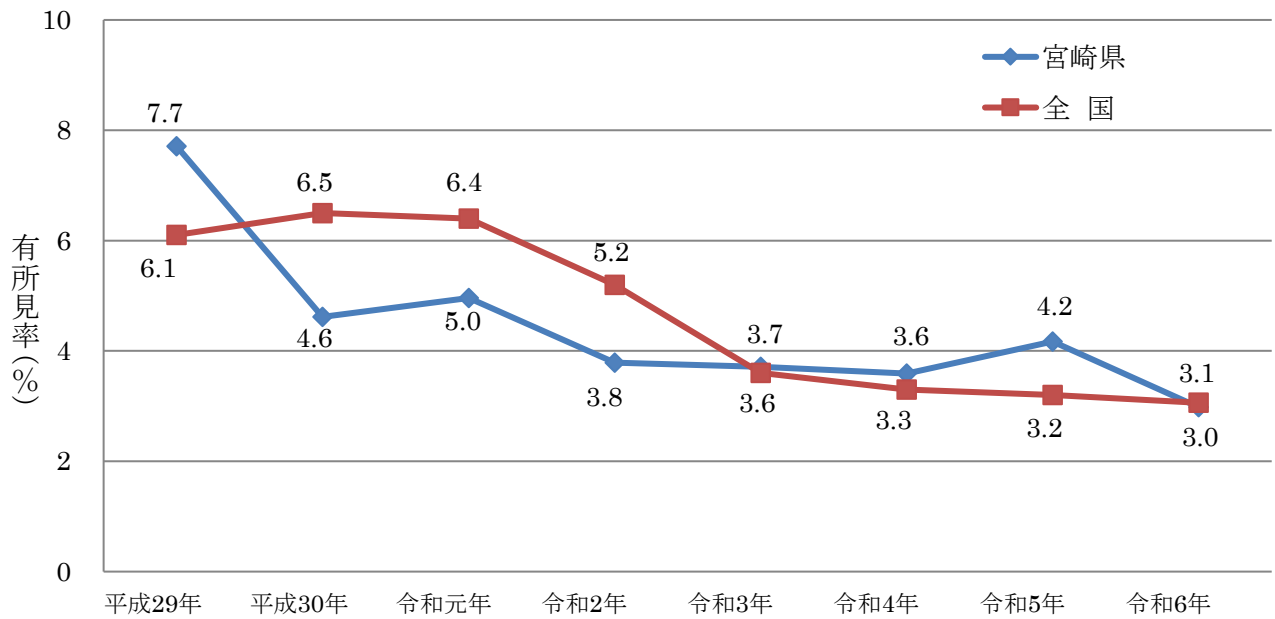
- ① 法定の健診における有所見者数は、電離放射線、有機溶剤、特定化学物質の順に多い。
- ② 電離放射線については、有所見率が全国平均を上回っている。
- ③ 健診の実施率(じん肺は報告率)は、石綿、じん肺、鉛の順に低調である。

第3表 特殊健康診断実施状況(令和6年) (宮崎県内)

	対 象 事 業 場 数	実 施 事 業 場 数	実 施 率 (%)	対 象 労 働 者 数	受 診 労 働 者 数	有 所 見 者 数	有 所 見 率 (%)	
							県 内	全 国
有機溶剤	366	302	82.5%	5,018	4,601	136	3.0%	3.1%
鉛	22	18	81.8%	226	211	1	0.5%	1.4%
電離放射線	185	165	89.2%	3,092	2,961	511	17.3%	11.3%
特定化学物質	360	300	83.3%	7,633	7,209	91	1.3%	1.5%
高気圧	3	3	100.0%	60	60	0	0.0%	7.0%
石綿	9	6	66.7%	131	101	1	1.0%	1.1%
じん肺	319	226	70.8%	1,982	873	0	0.0%	0.3%

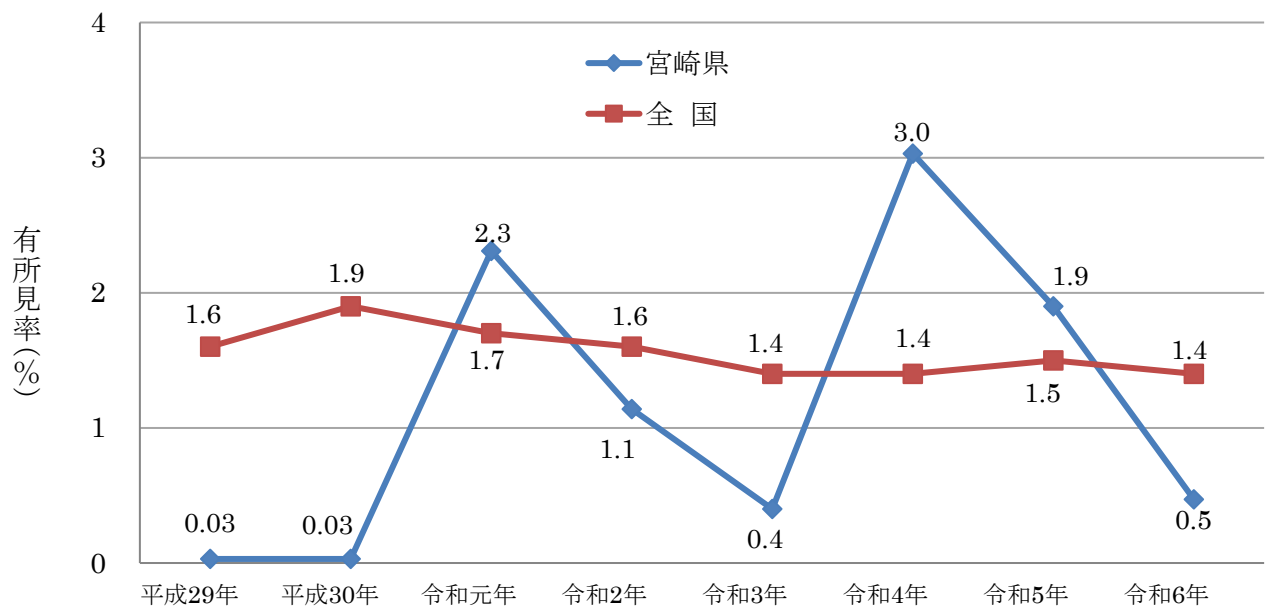
(注) じん肺に関しては、「対象事業場数」は適用事業場数、「実施事業場数」は報告事業場数となり、実施率ではなく報告率となる。また、じん肺の「有所見者数」は新規有所見者数であり、以前に管理区分の決定を受けている者は除いている。

有機溶剤健康診断における有所見率の推移



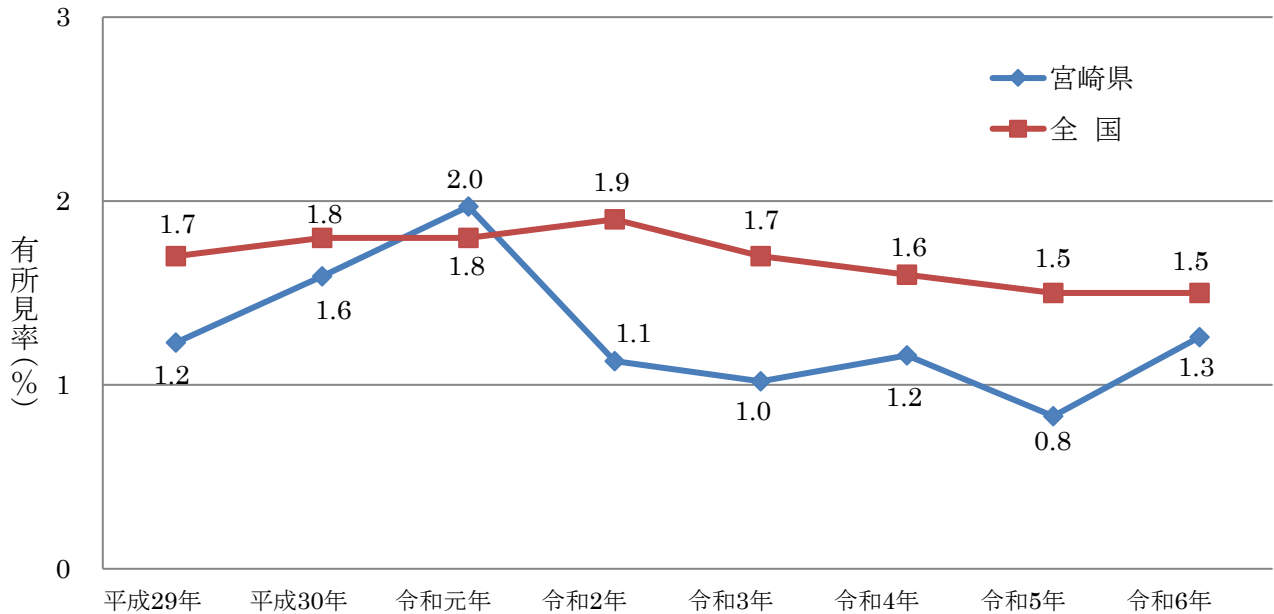
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宮崎県	7.7	4.6	5.0	3.8	3.7	3.6	4.2	3.0
全国	6.1	6.5	6.4	5.2	3.6	3.3	3.2	3.1

鉛健康診断における有所見率の推移



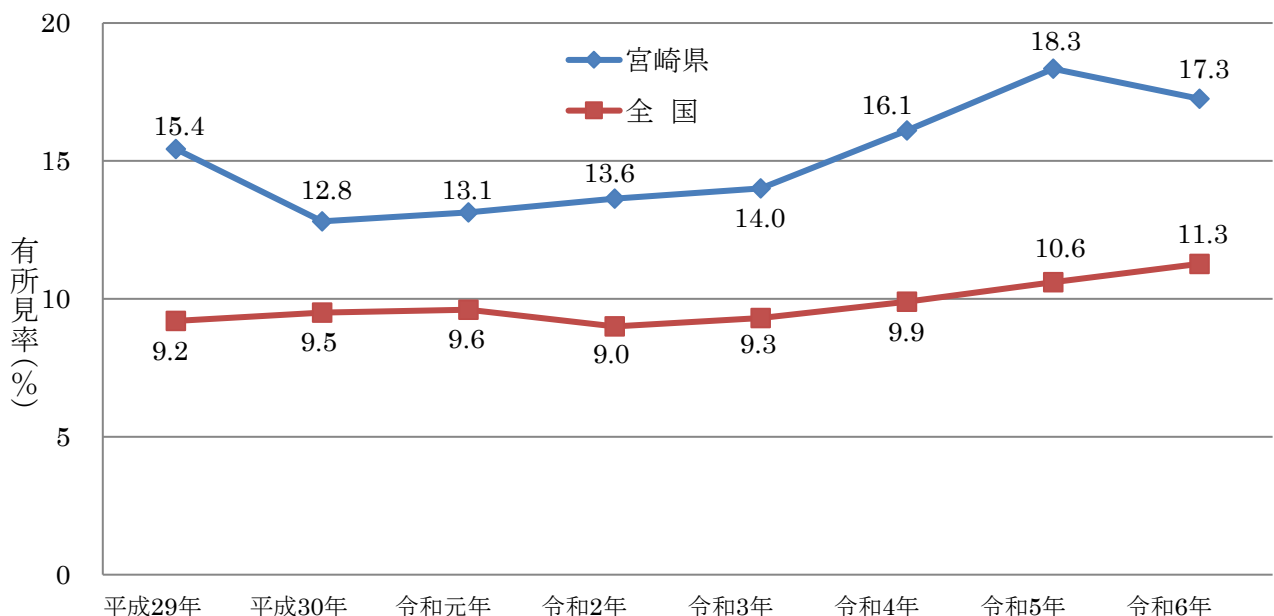
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宮崎県	0.03	0.03	2.3	1.1	0.4	3.0	1.9	0.5
全国	1.6	1.9	1.7	1.6	1.4	1.4	1.5	1.4

特定化学物質健康診断における有所見率の推移



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宮崎県	1.2	1.6	2.0	1.1	1.0	1.2	0.8	1.3
全 国	1.7	1.8	1.8	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5

電離放射線健康診断における有所見率の推移



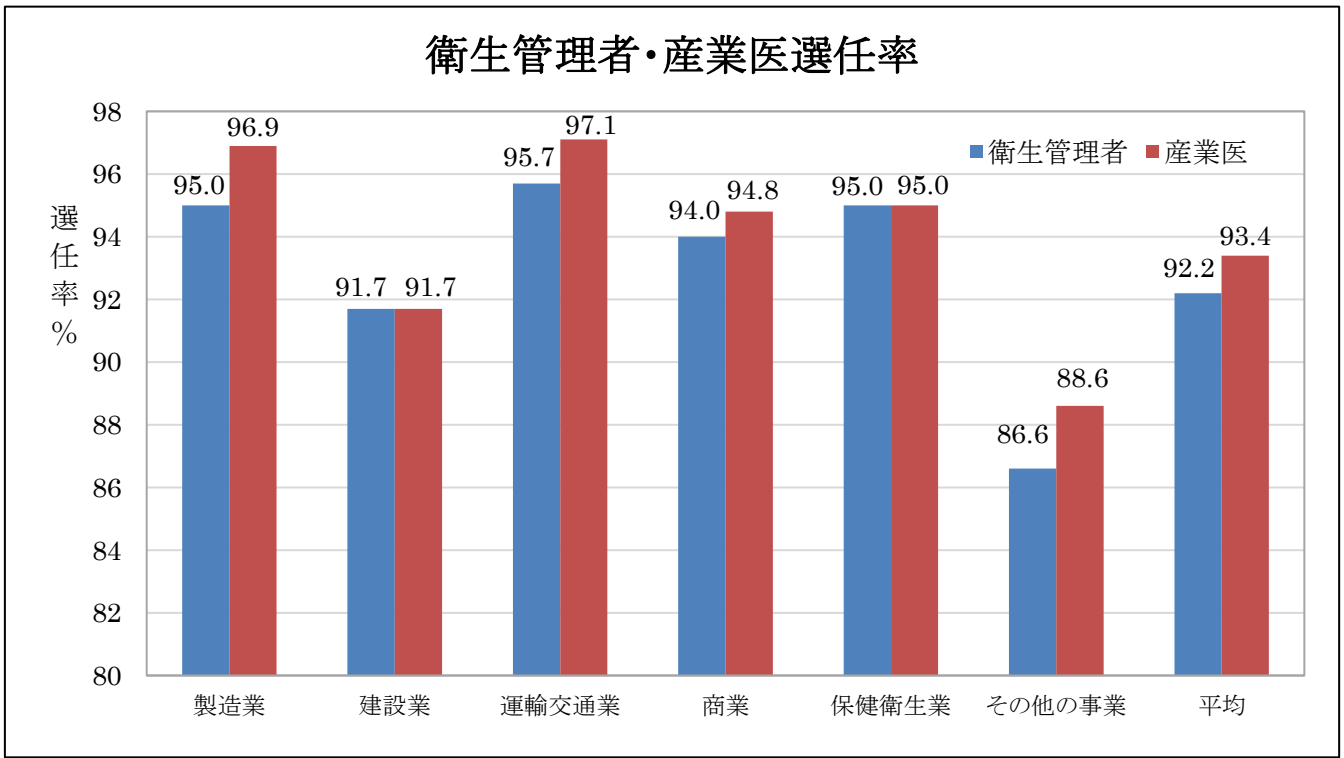
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宮崎県	15.4	12.8	13.1	13.6	14.0	16.1	18.3	17.3
全 国	9.2	9.5	9.6	9.0	9.3	9.9	10.6	11.3

4 産業医及び衛生管理者の選任状況

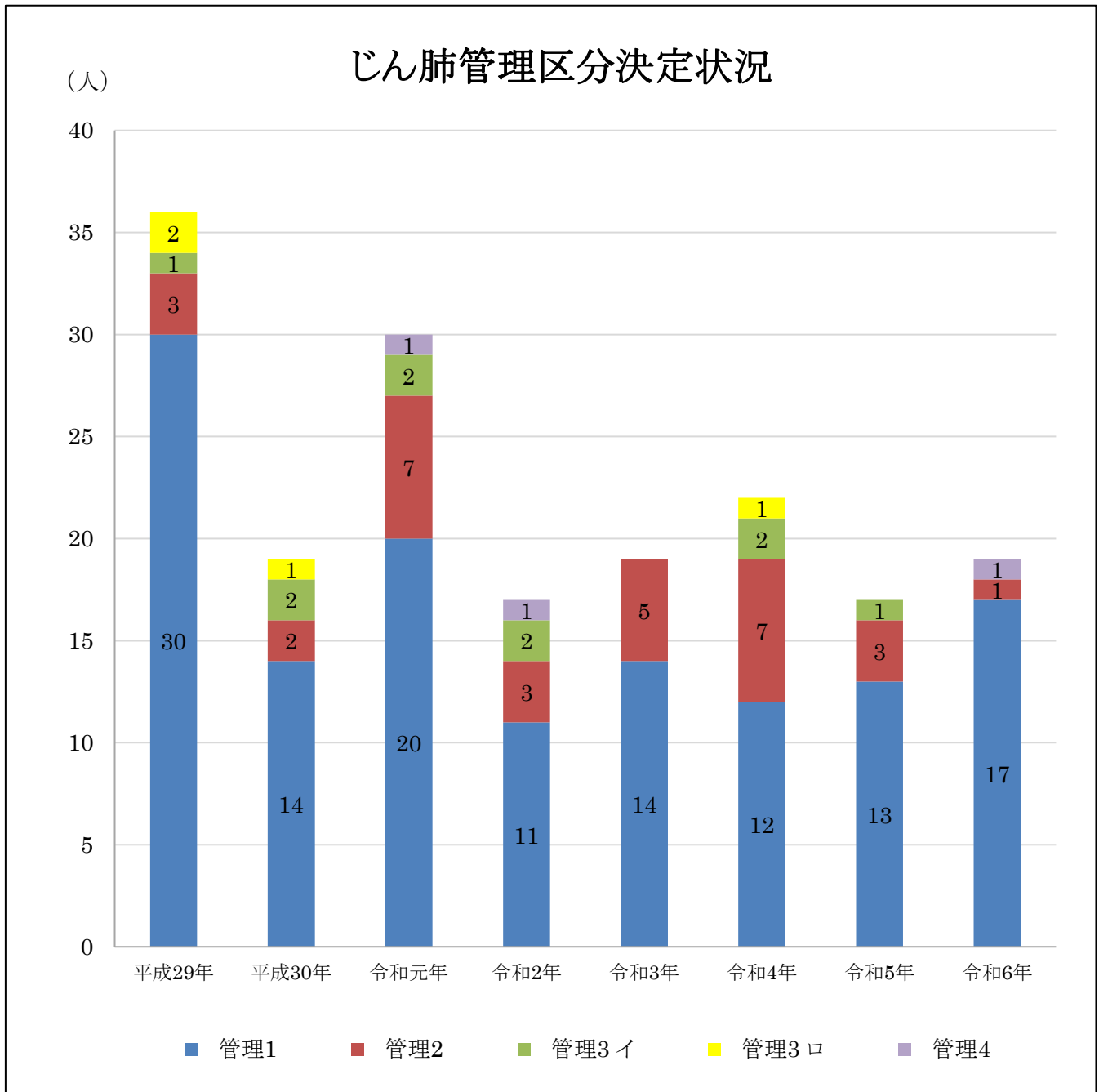
- ① 労働者数50人以上の事業場における衛生管理者及び産業医の選任状況は第4表のとおりである。
- ② 衛生管理者の選任率を業種別に見ると、運輸交通業(95.7%)が最も高く、次いで保健衛生業(95.4%)、製造業(95.0%)、商業(94.0%)、建設業(91.7%)の順となっている。
産業医については、運輸交通業(97.1%)、製造業(96.9%)、保健衛生業(95.0%)、商業(94.8%)、建設業(91.7%)の順となっている。
- ③ 建設業は他業種と比較して、衛生管理者・産業医の選任率が低い状況にある。
- ④ 全国平均と比較すると、衛生管理者・産業医の選任率はやや高い。

第4表 産業医及び衛生管理者選任状況(令和6年12月末日現在)

業 種 区 分		製 造 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	商 業	保 健 衛 生 業	左 記 以 外 の 事 業	全 産 業 計	全国計
要選任事業場数 (規模50人以上)		260	36	69	134	259	351	1,109	159,972
衛生 管理 者	選任事業場数	247	33	66	126	247	303	1,022	141,662
	選任率(%)	95.0%	91.7%	95.7%	94.0%	95.4%	86.3%	92.2%	88.6%
産業 医	選任事業場数	252	33	67	127	246	311	1,036	145,378
	選任率(%)	96.9%	91.7%	97.1%	94.8%	95.0%	88.6%	93.4%	90.9%



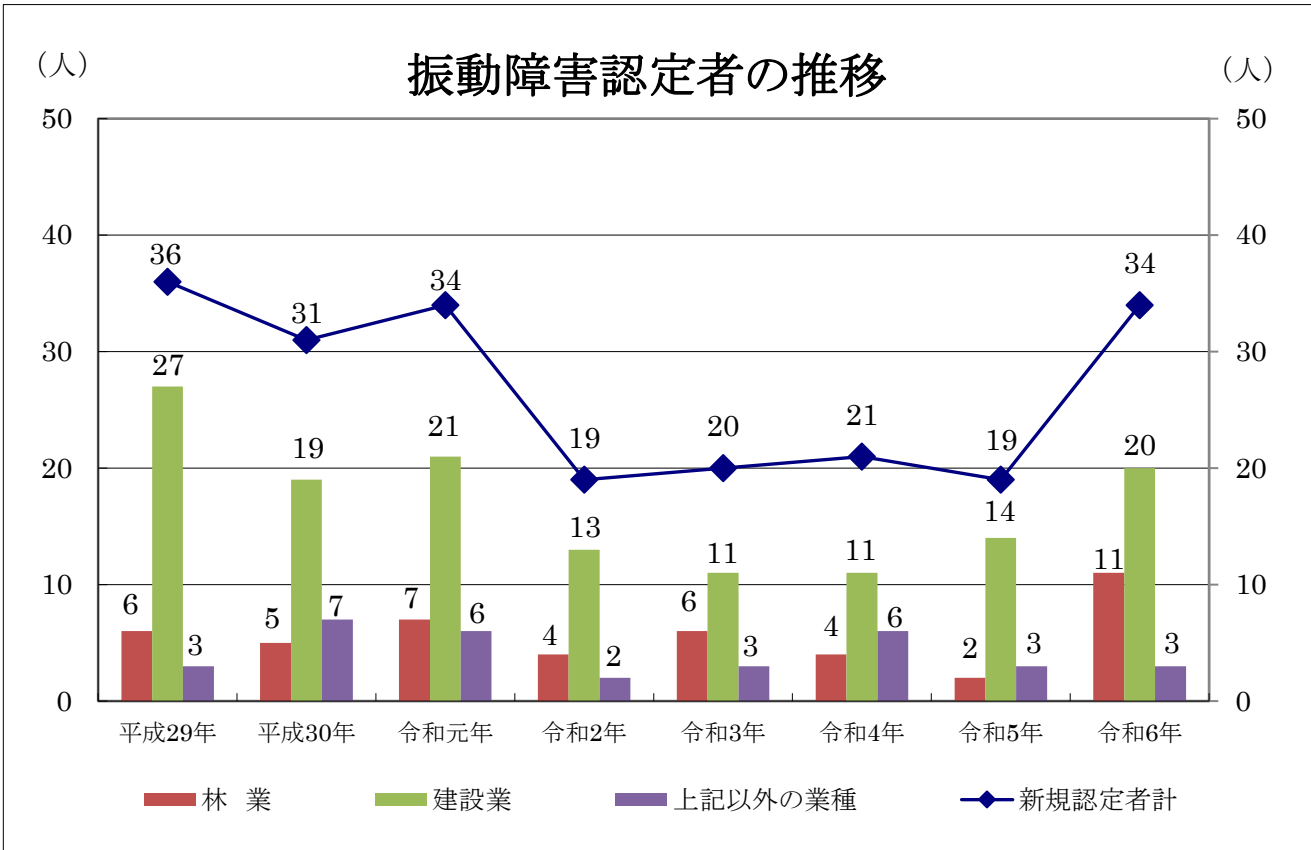
5 じん肺管理区分決定状況



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
管理1	30	14	20	11	14	12	13	17
管理2	3	2	7	3	5	7	3	1
管理3 イ	1	2	2	2	0	2	1	0
管理3 ロ	2	1	0	0	0	1	0	0
管理4	0	0	1	1	0	0	0	1
計	36	19	30	17	19	22	17	19

6 振動障害認定者の発生状況

令和6年の振動障害認定者数は34人で、業種別では建設業の割合が高い。



振動障害の新規認定者数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
新規認定者計	36	31	34	19	20	21	19	34
林業	6	5	7	4	6	4	2	11
建設業	27	19	21	13	11	11	14	20
上記以外の業種	3	7	6	2	3	6	3	3

振動工具使用事業場数及び従事者数等

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事業場数 (チェーンソー)	139	140	151	156	159	152	152	161
事業場数 (チェーンソー以外)	58	31	38	38	34	30	54	52
対象者数 (チェーンソー)	1,032	1,039	1,032	1,013	1,096	1,070	1,039	1,131
対象者数 (チェーンソー以外)	247	175	320	328	206	168	197	182
受診者数 (チェーンソー)	450	563	673	572	669	699	614	740
受診者数 (チェーンソー以外)	86	56	161	168	75	72	75	62
有所見者数 (チェーンソー)	34	61	122	39	53	61	48	66
有所見者数 (チェーンソー以外)	1	3	35	6	2	3	0	5

* 特殊健康診断実施状況報告に基づく数値



令和7年度 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～10月7日
 ≪ 準備期間 9月1日～9月30日 ≫

9月は職場の健康診断
実施強化月間です

- ・健康診断の実施
- ・健康診断後の事後措置
- ・健康診断の記録、保管
- ・保健指導



などを実施し、健康管理を推進しましょう！

スローガン「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

※このスローガンは、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を目的としています。

令和7年度全国衛生週間の実施について

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としています。昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で第76回を迎えます。

全国の労働衛生を取り巻く現状は、労働人口の**約3人に1人**が何らかの病気を抱えながら働いています。厚生労働省が公表した令和6年度における過労死等事案の労災認定件数は**1304件**で、このうち、精神障害による労災認定件数は、**過去最多の1057件**となっています。また、化学物質による労働災害のうち、**約8割が個別規則の規制対象外**の物質によるものであること、石綿含有建築材を用いた建築物の解体は、2030年頃をピークに見込んでいるなど多岐に渡る課題があります。このような状況を踏まえ、各分野において、所要の法令改正を行うなど対策を強化するほか、令和5年度から第14次労働災害防止計画を進めているところです。

全国労働衛生週間を契機に職場の状況を見直し、自主的な労働衛生活動の推進を図りましょう。

実施要綱などは厚生労働省 HP から確認できます



宮崎労働局 第14次労働災害防止推進計画 (計画期間:令和5年度～令和9年度)

宮崎労働局は、労働者一人一人が安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指し、宮崎労働局第14次労働災害防止推進計画を策定しました。本計画では8つの重点事項を掲げていますが、特に労働衛生に関する重点事項は、

労働者の健康確保対策の推進

化学物質等による健康障害防止対策の推進

としています。

上記、の重点事項に関して、労働局及び事業者が取り組む事項を示すとともに、取り組みの成果を評価するため、下記を目標として掲げています。

労働者の健康確保対策の推進について

(アウトプット指標)

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバルを導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに20%以上増加または80%以上とする。 など

(アウトカム指標)

- ・週の所定労働時間が40時間以上である労働者のうち、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合を2025年までに5%以下とする。 など

化学物質による健康障害防止対策の推進

(アウトプット指標)

- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・安全データシート(SDS)の交付義務対象となっていないが、危険性または有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる。 など

(アウトカム指標)

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次労働災害防止推進計画と比較して、5%以上減少させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止推進計画期間以下とする。



宮崎労働局
14次防はこちら



電子申請の原則義務化について(よくある質問)

令和7年1月1日から労働者死傷病報告書や定期健康診断結果報告書など、一部の手続きについて電子申請が義務化されています。詳細は下記二次元コード(電子申請特設サイト)から確認をお願いいたします。なお、当分の間は経過措置により、書面による提出も可能です。

本件電子申請原則義務化の法令改正が施行されて、まだ1年以内であることから、様々な疑問点などが生じるかと思えます。労働局や各監督署へ寄せられた問い合わせの中から、よくある質問を取りまとめましたので、下記記事を参考にいただければ幸いです。



電子申請を行えば、オンラインで書類提出や申請が可能となります。



電子申請に関する
特設サイトはこちら

【労働局や監督署に寄せられるよくある質問】

- ・「申請者情報」の氏名は誰の氏名にするのですか？
- ・略図の添付ができないのですがどうすればいいですか？
- ・法人番号はどのように確認すればよいですか？
- ・申請後に不備が見つかった場合はどうしたらいいですか？



【こちらで詳しく解説しています。】

- ・申請画面で入力するコード(傷病部位コード、傷病名コードなど)が分かりません。

上記特設サイト内「コードの記入に当たってはこちら[1.9MB]をご参照ください。」からPDFファイルをダウンロードし、コード一覧をご確認ください。

- ・受理印は押印してもらえますか？

電子受理印の押印対象データに電子受理印を押印して返戻します。
(押印対象となっていない箇所には押印できません。)

- ・事業場の業種コードが分かりません。

右の二次元コード先(e-stat)からコード一覧をご確認ください。

- ・健康診断結果報告書を申請する場合に、産業医の署名や印鑑はどうすればよいですか？

産業医印鑑は必要ありません。署名も必要ありませんが、産業医が確認したことが分かるよう、記載欄に産業医の氏名を入力してください。また、実際に産業医が確認したことが分かるよう、メール等の記録を残していただくようお願いいたします。

- ・死傷病報告の電子申請システムに不具合がある場合の問い合わせ先を教えてください。

電話かメールにて下記の電子申請ヘルプデスクにご連絡ください。

電話：03-5829-5921 (受付は、土・日・祝を除く8:30～17:00)

e-mail: chohyo-sup@grandunit.com



【日本標準産業分類コード
(政府統計総合窓口)
e-statはこちらから】



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

・キャンペーン期間 : 5月1日～9月30日

・準備期間 : 4月 ・重点取組期間 : 7月



県内の職場における
熱中症の発生状況など



職場における熱中症予防情報
(ポータルサイト)



チューイカン吉



主 唱 宮 崎 労 働 局

宮 崎 労 働 基 準 監 督 署

延 岡 労 働 基 準 監 督 署

都 城 労 働 基 準 監 督 署

日 南 労 働 基 準 監 督 署

協 賛 公益社団法人宮崎労働基準協会

建設業労働災害防止協会宮崎県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 宮崎県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 宮崎県支部

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 宮崎県支部

宮崎産業保健総合支援センター

宮 崎 県 産 業 安 全 衛 生 大 会

と き 令和7年11月12日(水)13時30分～

と ころ 宮崎市佐土原総合文化センター



全国産業安全衛生大会

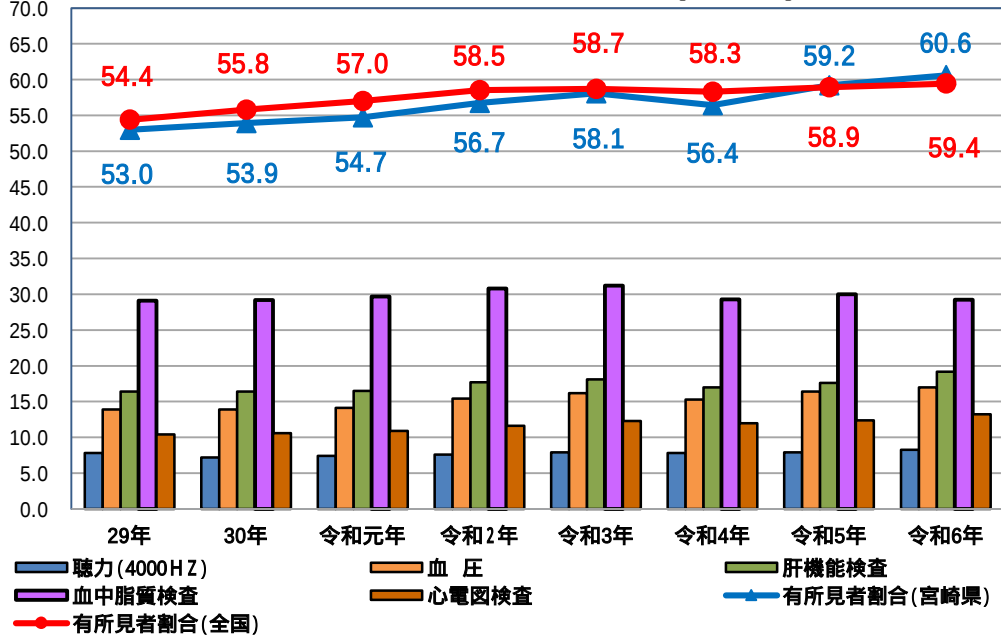
IN 大阪・近畿

2025 9.10 WED 12 FRI



宮崎県内における労働衛生の現状

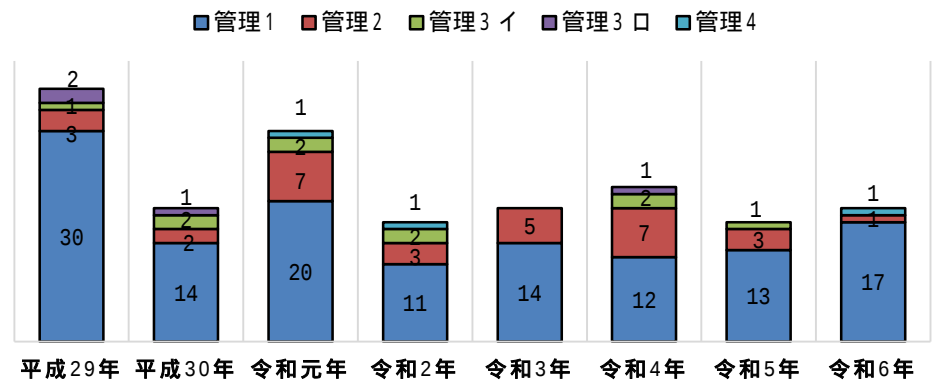
定期健康診断における有所見者の推移（全産業）



特殊健康診断の有所見率（％）（令和6年）

有 害 業 務	宮崎県	全国平均	有 害 業 務	宮崎県	全国平均
有 機 溶 剤	3.0	3.1	高 気 圧 障 害	0	7.0
鉛	0.5	1.4	石 綿	1.0	1.1
電 離 放 射 線	17.3	11.3	特定化学物質等	1.3	1.5

じん肺管理区分決定状況



定期健康診断の結果に基づく宮崎県内の有所見率は、全国平均より低い数値で推移していましたが、令和5年、令和6年と2年連続で全国平均値を上回りました。また、各特殊健康診断の結果をみると、宮崎県内の電離放射線健診の有所見率が全国平均よりも高くなっています。事業者は健康診断の結果、所見のあった者に対して、医師から意見聴取を行い、医師の意見に基づいた措置を行います。医師による意見聴取については、下記に詳しく記載しています。

県内の各業種における健診有所見率（令和6年）

	宮崎県平均	全国平均	全国平均との差
製造業	55.0	58.0	-3.0
建設業	69.3	65.1	4.2
運輸交通業	68.2	66.0	2.2
農林業	84.0	67.9	16.1
商業	70.6	62.9	7.7
保健衛生業	60.5	55.8	4.7
接客娯楽業	54.3	58.1	-3.8
その他の業種	62.6	59.9	2.7



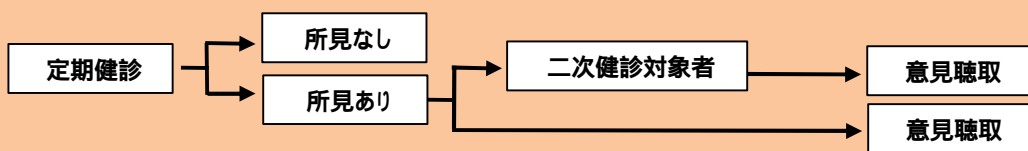
農林業、商業は有所見率が高くなっています！

業種別の有所見率について、全国平均値と比較したところ、「**農林業**」と「**商業**」における有所見率の高さが目立つ結果となりました。健診項目別にみると、**農林業**では聴力（4000Hz）、血圧、肝機能、血中脂質、血糖の各項目で20％以上の有所見率が認められ、また、**商業**では血圧と血中脂質で20％以上の有所見率が認められました。特に、**農林業**における聴力（4000Hz）の所見は、騒音性難聴を原因とするものと考えられることから、騒音性の高い器具を取り扱う場合には、騒音対策が確実に措置されているか、改めてご確認ください。また、**農林業**、**商業**いずれも血圧、血中脂質で高い有所見率となっていることから、今回の全国衛生週間を機に食生活や運動などの生活習慣を見直しましょう！

健康診断有所見者に対する就業上の意見聴取について

定期健康診断において何らかの所見がある（健診を行った医師の判断による）と診断された労働者については、医師から就業上の意見（これまでどおり働かせてもよいかどうかの意見）を聴かなければなりません。

【意見聴取までの流れ】



【就業上の意見の種類】

- 通常勤務
- 就業制限（残業制限など）
- 要休業

健康診断個人票に医師の意見を記載していないケースが目立ちます。

上記の意見聴取は労働安全衛生法第66条の4（労働安全衛生規則第51条の2）において事業者が義務付けられていることから、意見聴取を行っていない場合には法違反を指摘されることになります。

本条に係る法違反は、事業場の規模に関わらず、産業医の選任義務のない労働者数50名未満の事業場であっても成立します。このような場合には、地域産業保健センターを利用することにより、無料で医師による意見聴取を行うことができます（右の記事を参照）。

地産保の無料「意見聴取」については、各地域産業保健センターにお問い合わせください。



意見聴取の詳細
（厚労省リーフレット）

50人未満の事業場におけるストレスチェック実施義務化について

これまで50人未満の規模の事業場におけるストレスチェックは、当分の間努力義務とされていましたが、令和7年5月14日付け基発0514第1号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について」により、**努力義務とする特例規定が削除**されました（労働安全衛生法附則第4条関係）。

特例規定の削除により、「改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」（令和10年度中）から義務化されます。

上記のとおり、義務化までには十分な期間を設けていますので、今のうちにストレスチェックの実施担当部署の決定や、実施方法の確認を行うようお願いいたします。

厚生労働省HP
（メンタルヘルス対策）



働く人のメンタルヘルス
ポータルサイト
（こころの耳）



振動障害予防の健診を受けましょう

林業労働者（事業主は除く）は巡回健診の補助を受けられます。
県内各地で順次実施、健診費用を一部助成、林災防非会員も対象
お問い合わせ先 林災防宮崎県支部 電話：0985-24-7930

産業保健活動総合支援事業

宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。
産業保健関係者に対する専門的研修等
産業保健関係者からの専門的な相談への対応
メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
治療と仕事の両立支援
産業保健に関する情報提供・広報啓発
事業者・労働者に対する啓発セミナー



産保センターHPはこちら



宮崎産業保健総合支援センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-62-2511

地域産業保健センターのサービス内容（労働者50名未満の事業場を対象）

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
健康診断の結果についての医師からの意見聴取
長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
個別訪問指導による産業保健指導の実施



宮崎県中部地域産業保健センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-71-1069

宮崎県北地域産業保健センター
延岡市出北6丁目1621（延岡市医師会内）
TEL 0982-26-6901

宮崎県都城・西諸地域産業保健センター
都城市姫城町8-23（都城市北諸郡医師会内）
TEL 0986-22-0754

宮崎県南那珂地域産業保健センター
日南市上平野町1-1-17（南那珂医師会内）
TEL 0987-23-2951

石綿障害予防規則等の一部改正について

石綿によるばく露防止対策の強化を図ることを目的に、石綿障害予防規則等が改正され、段階的に施行されています。建築物の解体等を行う場合、あらかじめ、石綿等の使用の有無を調査する必要がありますが、令和5年10月1日より、石綿等の使用の有無を調査する者は、下記の要件が必要です。

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
 - ・一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅の住戸内に限定）
 - ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- 船舶の事前調査は上記とは別の要件を満たす必要があることにご注意ください。
令和8年1月1日からは、工作物の解体等に係る事前調査者の要件が求められます。



【石綿の関係法令はこちら】 【工作物調査者通達はこちら】 【工作物事前調査者要件はこちら】



（厚生労働省HP）（令和5年1月12日付け基発0112第2号）（省令改正関係資料）

宮崎で開催予定の建築物石綿含有建材調査者講習

県内で開催される石綿含有建材調査者講習は、（公社）宮崎労働基準協会、建設業労働災害防止協会宮崎県支部（建災防）において下記の日程で開催予定です。
（宮崎労働基準協会）宮崎市で開催：9月29日、30日 11月18日、19日
（建災防宮崎県支部）宮崎市で開催：令和8年3月17日、18日

- 【お問い合わせ先】
- 宮崎労働基準協会 0985-25-1853
 - 建災防 宮崎県支部 0985-20-8610



【宮崎労働基準協会HP】 【建災防宮崎県支部HP】

令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 76 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和 6 年度には 1,296 件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和 6 年度には 1,055 件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度（自律的管理）が令和 6 年度に全面的に施行されている。今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化

を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で3年目を迎える。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）。また、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた（施行日は令和8年4月1日）。

また、職場における熱中症による死亡者数が3年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和7年6月1日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルス対策の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- i 地域産業保健センター（高ストレス者の医師の面接指導等の産業保健サービス）の活用

(ウ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用

した職場環境改善の取組の推進

d 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(エ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

b 研修等による両立支援に関する意識啓発

c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備

d 個人情報保護のための適切な情報管理

e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備

f 両立支援コーディネーターの活用

g 産業保健総合支援センターによる支援の活用

(オ)女性の健康課題の理解促進に関する事項

a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施

b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講

c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

(カ)労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策

a 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し

b 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進

(a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

(b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施

(c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進

(d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

(キ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項

a 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

b 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

c 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施

d 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施

- e 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
- (ク)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ)化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
 - b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
 - c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
 - f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底
- (サ)石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの

対策の実施に対する発注者による配慮の推進

- (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
- (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
- (c) 隔離・湿潤化の徹底
- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施

c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止

- (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
- (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底

d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

- (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
- (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

(シ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

a 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強

化について」(平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

イ 労働衛生 3 管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実(総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む)とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の毎月 1 回以上の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9 月 1 日～9 月 30 日)を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

(オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
 - a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
 - b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（９月１日～９月３０日）を契機とした「第１０次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 騒音健康診断の実施
 - b 聴覚保護具の使用
 - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
- (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事

項

エ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- a 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における保護具の着用の周知や立入りが禁止された場所への立入禁止の遵守義務等の安全衛生の確保に必要な措置の実施
- b 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- c その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ
「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」
※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
(サイト内から加盟申請もできます)

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
(働き方・休み方改善ポータルサイト)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
(働き方改革特設サイト)

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

